令和６年８月

飯田市議会第３回定例会議案

令和６年飯田市議会第３回定例会議案目次

（８月30日提出分）

報告第24号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第25号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第26号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
議案第72号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第73号	飯田市南部財産区管理委員の選任について
議案第74号	飯田市中央財産区管理委員の選任について
議案第75号	飯田市羽場財産区管理委員の選任について
議案第76号	飯田市野底財産区管理委員の選任について
議案第77号	飯田市東野財産区管理委員の選任について
議案第78号	飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第79号	飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号	飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第81号	飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号	飯田市総合運動場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第84号	財産の処分について
議案第85号	工事請負契約の締結について（道路メンテナンス事業橋梁（りょう）長寿命化修繕工事）
議案第86号	令和５年度飯田市水道事業剰余金の処分について

議案第87号　　令和５年度飯田市下水道事業剰余金の処分について

議案第88号　　令和６年度飯田市一般会計補正予算（第３号）案

議案第89号　　令和６年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第１号）案

議案第90号　　令和６年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）案

議案第91号　　令和５年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第92号　　令和５年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号　　令和５年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号　　令和５年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号　　令和５年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号　　令和５年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号　　令和５年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第98号　　令和５年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第99号　　令和５年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第100号　令和５年度飯田市病院事業決算認定について

議案第101号　令和５年度飯田市水道事業決算認定について

議案第102号　令和５年度飯田市下水道事業決算認定について

議案第103号　令和５年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年８月30日報告

飯田市長　佐 藤　　健

記

損害賠償の額を定めることについて

次の表のとおり自動車事故による損害を賠償する。

専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第12号	令和６年５月23日	飯田市内在住者	令和６年４月22日午後１時30分頃、飯田市大門町12番地１の相手方の住宅の敷地内において、飯田市所有の軽貨物自動車が後退した際、当該車両の左側後方に駐車していた相手方所有の小型乗用自動車のリアバンパーに接触し、相手方に損害を与えた。	101,016円
専決第13号	令和６年６月28日	飯田市外在住者	令和６年４月９日午前10時30分頃、飯田市今宮町２丁目113番地１の丸山共同調理場の駐車場において、降車のため飯田市所有の普通貨物自動車の運転席側フロントドアを開けた際、当該車両の隣に駐車していた相手方の軽貨物自動車の右側面に接触し、相手方に損害を与えた。	61,820円
専決第14号	令和６年７月18日	飯田市内所在企業	令和６年５月14日午後０時20分頃、飯田市松尾城3800番地１の飯田市立松尾小学校の敷地内において、飯田市所有の普通貨物自動車が後退した際、同校の校舎に設置された相手方の太陽光発電引込・開閉器盤用函に接触し、相手方に損害を与えた。	249,205円

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年８月30日報告

飯田市長　佐 藤　　健

記

専決第15号　損害賠償の額を定めることについて

報告第25号2

専決第15号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり道路管理の瑕疵（かし）による損害を賠償する。

令和６年８月１日専決

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　相手方　飯田市内在住者

２　事故の概要

令和６年６月21日午前11時頃、飯田市上村山中の市道上村１号線において、走行していた相手方の軽乗用自動車が、当該市道上にできた段差に接触し、当該車両のフロントバンパーを破損する損害を与えた。

３　損害賠償額　17,038円

報告第26号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項及び第22条第１項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり報告する。

令和６年８月30日報告

飯田市長　佐 藤　　健

（別紙）

1　健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	― (11.95)
連結実質赤字比率	― (16.95)
実質公債費比率	8.1 (25.0)
将来負担比率	3.1 (350.0)

（備考）　1　「－」は、実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担額がないことを示す。
　　2　括弧内の数値は早期健全化基準

2　資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
地方卸売市場事業特別会計	― (20.0)
病院事業会計	― (20.0)
水道事業会計	― (20.0)
下水道事業会計	― (20.0)

（備考）　1　「－」は、資金の不足額がないことを示す。
　　2　括弧内の数値は経営健全化基準

議案第72号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市内在住　長谷川　敬子

飯田市内在住　橘　祐三

議案第72号2

氏　　名　長谷川（はせがわ）　敬子（けいこ）

生年月日　昭和27年２月28日

略　　歴　昭和54年４月～昭和56年３月
法律事務所勤務
昭和56年４月～　法律事務所所長
現在に至る
昭和63年４月～　短期大学非常勤講師
現在に至る
平成２年４月～平成７年３月
大学非常勤講師
平成８年４月～令和４年３月
民事調停委員
平成８年５月～　学校法人役員
現在に至る
平成19年12月～　飯田市情報公開審査会委員
現在に至る
平成28年７月～　飯田市行政不服審査会委員
現在に至る
令和４年１月～　人権擁護委員
現在に至る

氏　　名　橘（たちばな）　祐三（ゆうぞう）

生年月日　昭和31年８月27日

略　　歴　昭和55年４月～平成29年３月
長野県教職員
この間、小学校教頭及び小学校校長を歴任
平成14年11月～　寺院住職
現在に至る
平成29年４月～令和４年３月
阿智村教育委員会事務局職員
平成31年１月～　人権擁護委員
現在に至る

議案第73号

飯田市南部財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市南部財産区管理委員に選任したいから、飯田市南部財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第47号）第３条の規定により、議会の同意を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市内在住　本島　清

飯田市内在住　木戸　和広

飯田市内在住　橋爪　治

議案第73号2

氏　　名　　本島（もとじま）　清（きよし）

生年月日　　昭和24年10月26日

略　　歴　　昭和43年４月～平成11年８月
衣料小売業に従事
平成11年９月～　菓子製造会社勤務
現在に至る
平成28年９月～　飯田市南部財産区管理委員
現在に至る

氏　　名　　木戸（きど）　和広（かずひろ）

生年月日　　昭和27年12月24日

略　　歴　　昭和47年４月～　普通洗濯業に従事
現在に至る

氏　　名　　橋爪（はしづめ）　治（おさむ）

生年月日　　昭和34年９月11日

略　　歴　　昭和56年４月～　電気機器販売会社勤務
現在に至る
平成28年９月～　飯田市南部財産区管理委員
現在に至る

議案第74号

飯田市中央財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市中央財産区管理委員に選任したいから、飯田市中央財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第48号）第３条の規定により、議会の同意を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市内在住　大田中　峰雄

議案第74号2

氏　　名　　大田中（おおたなか）　峰雄（みねお）

生年月日　　昭和26年６月11日

略　　歴　　昭和50年４月～昭和58年７月
　　生命保険会社勤務
　　昭和58年８月～　ガス会社勤務
　　現在に至る
　　平成20年９月～　飯田市中央財産区管理委員
　　現在に至る

議案第75号

飯田市羽場財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市羽場財産区管理委員に選任したいから、飯田市羽場財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第49号）第３条の規定により、議会の同意を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市内在住　浦野　幸輝

飯田市内在住　関島　修

飯田市内在住　鈴木　一美

飯田市内在住　林　勤

飯田市内在住　服部　明徳

議案第75号2

氏　　名　　浦野（うらの）　幸輝（こうき）

生年月日　　昭和17年６月27日

略　　歴　　昭和36年４月～平成19年５月
自動車整備会社勤務
平成19年６月～令和元年６月
自動車整備会社専務理事

氏　　名　　関島（せきじま）　修（おさむ）

生年月日　　昭和23年７月７日

略　　歴　　昭和42年３月～平成14年７月
自衛隊職員
平成14年７月～平成24年３月
損害保険会社勤務

氏　　名　　鈴木（すずき）　一美（かずみ）

生年月日　　昭和23年11月18日

略　　歴　　昭和46年４月～平成19年３月
長野県教職員

議案第76号

飯田市野底財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市野底財産区管理委員に選任したいから、飯田市野底財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第50号）第３条の規定により、議会の同意を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市内在住　向山　昭雄

飯田市内在住　半﨑　正利

飯田市内在住　宇野　佑

議案第76号2

氏　　名　　向山　昭雄（むかいやま　あきお）

生年月日　　昭和26年９月25日

略　　歴　　昭和45年４月～　印刷会社勤務
　　現在に至る
　　平成24年９月～　飯田市野底財産区管理委員
　　現在に至る

氏　　名　　半﨑　正利（はんざき　まさとし）

生年月日　　昭和27年１月３日

略　　歴　　昭和45年４月～昭和47年７月
　　食肉卸売・小売会社勤務
　　昭和47年８月～　食堂に従事
　　現在に至る
　　平成20年９月～　飯田市野底財産区管理委員
　　現在に至る

氏　　名　　宇野　佑（うの　たすく）

生年月日　　平成３年12月11日

略　　歴　　平成22年４月～　造園工事会社勤務
　　現在に至る

議案第77号

飯田市東野財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市東野財産区管理委員に選任したいから、飯田市東野財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第51号）第３条の規定により、議会の同意を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市内在住　中田　勝久

飯田市内在住　鳴海　壽勇

議案第77号2

氏　　名　　中田（なかた）　勝久（かつひさ）

生年月日　　昭和26年10月13日

略　　歴　　昭和49年４月～平成24年８月
なめし革・同製品・毛皮製造会社勤務
この間、取締役、顧問を歴任
令和２年８月～　飯田市東野財産区管理委員
現在に至る

氏　　名　　鳴海（なるみ）　壽勇（ひさお）

生年月日　　昭和28年２月18日

略　　歴　　昭和50年９月～昭和52年９月
電子部品・デバイス・電子回路製造会社勤務
昭和52年10月～平成28年12月
各種商品小売会社勤務

議案第78号

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第２の１の項及び２の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の３の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付」を削り、同表の４の項中「別表の10の項」を「別表の14の項」に改め、同表の５の項中「別表の16の項」を「別表の24の項」に改め、同表の６の項中「別表の19の項」を「別表の27の項」に改め、同表の７の項中「別表の35の項」を「別表の52の項」に改め、同表の９の項中「別表の76の項」を「別表の111の項」に改め、同表の13の項中「別表の84の項」を「別表の117の項」に改める。

別表第３の１の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　飯田市指定介護予防支援等の事業に係る人員、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第１号中「第140条の66第１号ロ(2)」を「第140条の66第１号イ」に改める。

（飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　飯田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「員数」の次に「（飯田市地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第３項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第１号被保険者若しくは第２号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して飯田市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第２項各号列記以外の部分中「前項」を「第１項」に改め、「（法第22条第３項に規定する指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、法第23条に規定する居宅サービス等の利用

者又は第１号被保険者若しくは第２号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して飯田市が適当と認める者により構成されるものをいう。次条第２項において同じ。)」を削り、同項第１号中「前項第１号」を「第１項第１号」に改め、同項第２号中「2,000」を「2,000人」に、「前項第１号」を「第１項第１号」に改め、同項第３号中「前項第１号」を「第１項第１号」に、「前項第２号」を「同項第２号」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、飯田市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第１号から第３号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第１号から第３号までに掲げる者のうちから２人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号

飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

飯田市国民健康保険条例（昭和34年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年12月２日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第81号

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

飯田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯田市消防団員等公務災害補償条例（次項及び附則第３項において「新条例」という。）の規定は、令和６年４月１日（次項及び附則第３項において「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

２　新条例第５条第２項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた飯田市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下この項及び次項において「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号イに規定する障害補償年金及び同条第６号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

３　この条例による改正前の飯田市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び別表の規定により適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の規定の適用を受ける者に支給された損害補償は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

議案第82号

飯田市総合運動場条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市総合運動場条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

飯田市総合運動場条例の一部を改正する条例（案）

飯田市総合運動場条例（平成29年飯田市条例第27号）の一部を次のように改正する。
第４条第１号中「午後５時」を「午後９時」に改める。
別表の１の表中

「

専用する場合	１時間当たり　1,400円

」

を

「

専用する場合	施設利用	１時間当たり　1,400円
	照明利用	施設利用１回当たり　500円

」

に、

「

８時30分から正午まで	正午から17時まで	８時30分から17時まで
150円	150円	300円
100円	100円	200円
50円	50円	100円

を

」

「

午前８時30分から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで
150円	150円	150円
100円	100円	100円
50円	50円	50円

に改める。

」

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の飯田市総合運動場条例別表の規定は、令和６年12月１日以後の施設の利用に係る利用料金から適用し、同日前の施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第83号

長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

長野県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年長野県長野地方事務所指令18長地政第331号許可）の一部を次のように変更する。

第４条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第２項中「別表第２」を「別表」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表とする。

附　則

この規約は、令和６年12月２日から施行する。

議案第84号

財産の処分について

産業用地として、下記の土地を売却したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

記

１　場所　飯田市龍江1833番２ほか７筆

２　面積　30,909.92平方メートル

３　売却予定価格　176,879,167円

４　契約の相手方　飯田市北方1023番地１
綿半ホールディングス株式会社
代表取締役社長　野原　勇

議案第85号

工事請負契約の締結について（道路メンテナンス事業橋梁（りょう）長寿命化修繕工事）

道路メンテナンス事業橋梁長寿命化修繕工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐藤　健

記

１　契約の目的　令和６・７年度道路メンテナンス事業橋梁長寿命化修繕工事
市道上郷２号線　飯田市上郷　紅葉橋２

２　契約の方法　総合評価落札方式の一般競争入札による契約

３　契約の金額　330,000,000円

４　契約の相手方　飯田市丸山町４丁目5507番地133
信州建装株式会社
代表取締役　江取　研二

議案第86号

令和５年度飯田市水道事業剰余金の処分について

令和５年度飯田市水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項及び第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第86号2

（別紙）

令和５年度飯田市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
			減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
当年度末残高	11,588,783,189	534,073,439	1,449,788,503	150,000,000	159,816,519	1,759,605,022
議会の議決による処分額	23,905,743	0	135,910,776	0	△159,816,519	△23,905,743
資本金への組入れ	23,905,743	0	0	0	△23,905,743	△23,905,743
減債積立金の積立	0	0	135,910,776	0	△135,910,776	0
処分後残高	11,612,688,932	534,073,439	1,585,699,279	150,000,000	（繰越利益剰余金） 0	1,735,699,279

議案第87号

令和５年度飯田市下水道事業剰余金の処分について

令和５年度飯田市下水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項及び第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第87号2

（別紙）

令和５年度飯田市下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
			減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
当年度末残高	3,505,649,306	783,542,267	355,320,918	1,054,278,844	1,409,599,762
議会の議決による処分額	558,644,043	0	495,634,801	△ 1,054,278,844	△ 558,644,043
資本金への組入れ	558,644,043	0	0	△ 558,644,043	△ 558,644,043
減債積立金の積立	0	0	495,634,801	△ 495,634,801	0
処分後残高	4,064,293,349	783,542,267	850,955,719	（繰越利益剰余金）0	850,955,719

議案第88号

令和６年度飯田市一般会計補正予算（第３号）案

令和６年度飯田市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533,185千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,361,674千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
12 分担金及び負担金	
	1 分担金
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	2 県補助金
	3 委託金
16 財産収入	
	2 財産売払収入
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	4 受託事業収入
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補　正　額	計
258,002	2,440	260,442
1,977	2,440	4,417
9,351,200	160,423	9,511,623
4,307,480	160,423	4,467,903
3,277,139	5,993	3,283,132
963,167	5,945	969,112
238,242	48	238,290
267,588	176,879	444,467
229,600	176,879	406,479
468,830	7,168	475,998
468,830	7,168	475,998
3,016,378	△18,500	2,997,878
2,963,564	△18,500	2,945,064
594,901	3,557	598,458
594,901	3,557	598,458
2,200,637	43,825	2,244,462
150,081	40,625	190,706
515,276	3,200	518,476
5,723,300	151,400	5,874,700
5,723,300	151,400	5,874,700
54,828,489	533,185	55,361,674

歳　出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	2 清掃費
5 労働費	
	1 労働諸費
6 農林水産業費	
	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	4 都市計画費
10 教育費	
	2 小学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
11 災害復旧費	
	1 農林水産施設災害復旧費
	2 公共土木施設災害復旧費
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補　正　額	計
7,745,454	168,898	7,914,352
6,836,562	156,623	6,993,185
229,795	12,275	242,070
17,308,255	97,521	17,405,776
8,114,379	74,871	8,189,250
8,197,338	20,916	8,218,254
996,538	1,734	998,272
5,826,546	2,648	5,829,194
1,237,410	2,648	1,240,058
198,349	1,289	199,638
198,349	1,289	199,638
1,400,753	635	1,401,388
835,814	48	835,862
564,939	587	565,526
3,156,420	98,850	3,255,270
3,156,420	98,850	3,255,270
5,705,703	9,754	5,715,457
1,816,843	9,754	1,826,597
6,120,856	93,090	6,213,946
1,637,043	41,350	1,678,393
1,909,685	18,940	1,928,625
1,169,752	32,800	1,202,552
735,000	60,500	795,500
5,000	20,000	25,000
730,000	40,500	770,500
54,828,489	533,185	55,361,674

第２表　繰越明許費補正

１　追　加

款	項	事　業　名	金　額
８ 土木費	２ 道路橋りょう費	道整備交付金事業	千円 173,000
		社会資本整備総合交付金事業 （道路整備）	46,400
		交通安全対策補助事業 （通学路緊急対策）	71,980
11 災害復旧費	１ 農林水産施設災害復旧費	農地補助災害復旧事業	10,000

第３表　地方債補正

１　変　更

起　債　の　目　的	補正前の限度額	補正後の限度額
老人福祉施設整備事業費	千円 173,000	千円 225,000
児童福祉総務事業費	16,800	17,400
義務教育施設整備事業費	499,700	536,800
社会教育施設整備事業費	581,300	595,400
補助災害復旧事業費	194,800	198,800
単独災害復旧事業費	6,300	49,900
計	5,723,300	5,874,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
12 分担金及び負担金	258,002	2,440	260,442
14 国庫支出金	9,351,200	160,423	9,511,623
15 県支出金	3,277,139	5,993	3,283,132
16 財産収入	267,588	176,879	444,467
17 寄附金	468,830	7,168	475,998
18 繰入金	3,016,378	△18,500	2,997,878
19 繰越金	594,901	3,557	598,458
20 諸収入	2,200,637	43,825	2,244,462
21 市債	5,723,300	151,400	5,874,700
歳　入　合　計	54,828,489	533,185	55,361,674

（歳出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費	7,745,454	168,898	7,914,352
3 民生費	17,308,255	97,521	17,405,776
4 衛生費	5,826,546	2,648	5,829,194
5 労働費	198,349	1,289	199,638
6 農林水産業費	1,400,753	635	1,401,388
7 商工費	3,156,420	98,850	3,255,270
8 土木費	5,705,703	9,754	5,715,457
10 教育費	6,120,856	93,090	6,213,946
11 災害復旧費	735,000	60,500	795,500
歳　出　合　計	54,828,489	533,185	55,361,674

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
148,648		1,550	18,700
5,841	52,600	18	39,062
			2,648
			1,289
48			587
		87,025	11,825
		7,450	2,304
6,879	51,200	1,800	33,211
5,000	47,600	2,440	5,460
166,416	151,400	100,283	115,086

2　歳　入

（款）　12 分担金及び負担金
（項）　1 分担金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	258,002	2,440	260,442
1 分担金	1,977	2,440	4,417
11 災害復旧費分担金	0	2,440	2,440
14 国庫支出金	9,351,200	160,423	9,511,623
2 国庫補助金	4,307,480	160,423	4,467,903
2 総務費国庫補助金	1,631,550	157,223	1,788,773
3 民生費国庫補助金	614,311	3,200	617,511
15 県支出金	3,277,139	5,993	3,283,132
2 県補助金	963,167	5,945	969,112
3 民生費県補助金	546,365	945	547,310
11 災害復旧費県補助金	0	5,000	5,000
3 委託金	238,242	48	238,290
6 農林水産業費委託金	1,346	48	1,394
16 財産収入	267,588	176,879	444,467
2 財産売払収入	229,600	176,879	406,479
1 不動産売払収入	229,600	176,879	406,479
17 寄附金	468,830	7,168	475,998
1 寄附金	468,830	7,168	475,998
3 民生費寄附金	100	18	118
8 土木費寄附金	0	7,050	7,050

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　額		
1 農林災害復旧費分担金	2,440	農地補助災害復旧事業分担金 農地単独災害復旧事業分担金	1,000 1,440
9 企画費補助金	155,775	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	155,775
32 住民記録費補助金	1,448	個人番号カード交付事業費補助金	1,448
22 児童福祉費補助金	1,320	子ども・子育て支援事業費補助金	1,320
28 地域子育て支援費補助金	1,013	地域こどもの生活支援強化事業補助金	1,013
31 生活保護費補助金	867	業務効率化事業補助金	867
28 地域子育て支援費補助金	945	子ども・子育て応援市町村交付金	945
1 農業施設等災害復旧費補助金	5,000	農地補助災害復旧事業補助金	5,000
7 農地費委託金	48	地すべり防止施設等管理業務委託金	48
1 土地売払収入	176,879	土地売払収入（工業課）	176,879
24 児童発達支援センター費寄附金	18	療育事業寄附金 杏林歯科医院から　18	18
45 公園事業費寄附金	7,050	公園整備事業寄附金 テレネット株式会社から　7,000 尾関正明氏から　50	7,050

（款） 17 寄附金
（項） 1 寄附金

款	項	目	補正前の額	補正額	計
17	1	10 教育費寄附金	3,030	100	3,130
18 繰入金			3,016,378	△18,500	2,997,878
	2 基金繰入金		2,963,564	△18,500	2,945,064
		1 基金繰入金	2,963,564	△18,500	2,945,064
19 繰越金			594,901	3,557	598,458
	1 繰越金		594,901	3,557	598,458
		1 繰越金	594,901	3,557	598,458
20 諸収入			2,200,637	43,825	2,244,462
	4 受託事業収入		150,081	40,625	190,706
		7 商工費受託事業収入	0	40,625	40,625
	5 雑入		515,276	3,200	518,476
		1 雑入	515,276	3,200	518,476
21 市債			5,723,300	151,400	5,874,700
	1 市債		5,723,300	151,400	5,874,700
		3 民生債	471,800	52,600	524,400
		10 教育債	1,314,600	51,200	1,365,800
		11 災害復旧債	234,800	47,600	282,400
歳入合計			54,828,489	533,185	55,361,674

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
21 小学校管理費寄附金	100	小学校寄附金　100 文吾林造園株式会社から　100
1 財政調整基金繰入金	△20,000	財政調整基金繰入金　△20,000
2 特定目的基金繰入金	1,500	ふるさと基金繰入金　1,500
1 純繰越金	3,557	純繰越金　3,557
6 観光費受託事業収入	40,625	特別体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業受託収入　40,625
2 総務費雑入	2,600	結いターン移住定住推進課雑入　2,600
8 土木費雑入	400	南信州地域・信州大学連携推進事業補助金　400
10 教育費雑入	200	南信州地域・信州大学連携推進事業補助金　200
4 老人福祉施設整備事業債	52,000	社会福祉施設整備事業債　52,000
21 児童福祉総務事業債	600	社会福祉施設整備事業債　600
23 小学校建設事業債	37,100	公共施設等適正管理推進事業債　37,100
56 美術博物館整備事業債	14,100	公共施設等適正管理推進事業債　14,100
1 農業施設等災害復旧債	7,300	現年発生補助災害復旧事業債　4,000 現年発生単独災害復旧事業債　3,300
21 公共土木施設災害復旧債	40,300	現年発生単独災害復旧事業債　40,300

3　歳　出

（款）　2 総務費
（項）　1 総務管理費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,745,454	168,898	7,914,352	148,648		1,550	18,700
1 総務管理費	6,836,562	156,623	6,993,185	147,200		1,550	7,873
3 財産管理費	19,580	1,540	21,120				1,540 1,540
5 自治振興費	323,621	1,550	325,171			1,550 1,550	0 0
				(諸)結いターン移住定住推進課雑入		1,550	
6 自治振興センター費	121,752	605	122,357				605 605
15 地域交流センター費	27,298	5,728	33,026				5,728 5,728
21 物価高騰対策事業費	659,004	147,200	806,204	147,200 147,200			0 0
				(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		147,200	
3 戸籍住民基本台帳費	229,795	12,275	242,070	1,448			10,827
2 住民記録費	56,483	12,275	68,758	1,448 1,448			10,827 0
				(国)個人番号カード交付事業費補助金		1,448	

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12 委託料	1,540	10財産管理費 1,540 01財産管理費 1,540 12 委託料 1,540 契約管理システム構築業務委託料 1,540
22 償還金利子及び割引料	1,550	17移住定住推進事業費 1,550 01移住定住推進事業費 1,550 22 償還金利子及び割引料 1,550 過年度県支出金精算返還金 1,550
14 工事請負費	605	10自治振興センター管理費 605 01自治振興センター管理費 605 14 工事請負費 605 自治振興センター整備工事費 605
14 工事請負費	2,497	10地域交流センター管理費 5,728 01地域交流センター管理費 5,728 14 工事請負費 2,497 本町蔵修繕工事費 2,497 18 負担金補助及び交付金 3,231 共用管理負担金 3,231
18 負担金補助及び交付金	3,231	
18 負担金補助及び交付金	147,200	10調整給付金給付事業 147,200 01調整給付金給付事業 147,200 18 負担金補助及び交付金 147,200 調整給付金 147,200
2 給料	973	01人件費 1,448 03会計年度任用職員人件費 1,448 2 給料 973 給料（フルタイム） 973 3 職員手当等 267 通勤手当（フルタイム） 26 時間外勤務手当（フルタイム） 62 期末手当（フルタイム） 179 4 共済費 208 市町村共済負担金 84 社会保険料 124
3 職員手当等	267	
4 共済費	208	
12 委託料	10,827	

（款）　2 総務費
（項）　3 戸籍住民基本台帳費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 3 2							10,827
3 民生費	17,308,255	97,521	17,405,776	5,841	52,600	18	39,062
1 社会福祉費	8,114,379	74,871	8,189,250		52,000		22,871
4 老人福祉費	2,518,498	74,871	2,593,369		52,000		22,871
							467
					52,000		13,066
				(市)社会福祉施設整備事業債		52,000	
							8,119
							1,219
2 児童福祉費	8,197,338	20,916	8,218,254	4,974	600	18	15,324
1 児童福祉総務費	155,797	807	156,604		600		207
					600		207
				(市)社会福祉施設整備事業債		600	
2 児童措置費	1,649,434	1,320	1,650,754	1,320			0
				1,320			0
				(国)子ども・子育て支援事業費補助金		1,320	
4 児童発達支援センター費	186,532	18	186,550			18	0
						18	0
				(寄)療育事業寄附金		18	

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
		10住民記録費　10,827 02住民基本台帳ネットワーク事業費　10,827 12 委託料　10,827 システム改修業務委託料　10,827
12 委託料	649	10老人福祉一般経費　65,533 01老人福祉一般経費　467 22 償還金利子及び割引料　467 過年度国庫支出金精算返還金　311 過年度県支出金精算返還金　156 04特別養護老人ホーム等建設補助事業費　65,066 18 負担金補助及び交付金　65,066 特別養護老人ホーム施設整備補助金　65,066 11老人福祉措置費　8,119 01養護老人ホーム措置事業費　8,119 12 委託料　649 システム保守管理業務委託料　649 19 扶助費　7,470 養護老人ホーム施設措置費　7,470 14要援護老人福祉対策事業費（単独）　1,219 17在宅介護者支援事業費　1,219 19 扶助費　1,219 介護用品処理負担軽減事業　1,219
18 負担金補助及び交付金	65,066	
19 扶助費	8,689	
22 償還金利子及び割引料	467	
18 負担金補助及び交付金	807	10児童福祉一般経費　807 01児童福祉一般経費　807 18 負担金補助及び交付金　807 社会福祉施設整備事業補助金　807
12 委託料	1,320	15児童手当費　1,320 01児童手当費　1,320 12 委託料　1,320 システム改修業務委託料　1,320
10 需用費	18	11児童発達支援センター事業費　18 01児童発達支援センター事業費　18 10 需用費　18 消耗品費　18

（款）　3 民生費
（項）　2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
3	2	5 民間保育所費	3,630,850	16,637	3,647,487	1,696			14,941
						1,696			14,621
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		1,696	
									320
		8 地域子育て支援費	64,965	2,134	67,099	1,958			176
						945			△945
						(県)子ども・子育て応援市町村交付金		945	
						1,013			207
						(国)地域こどもの生活支援強化事業補助金		1,013	
									914
	3	生活保護費	996,538	1,734	998,272	867			867
		1 生活保護費	813,683	1,734	815,417	867			867
						867			867
						(国)業務効率化事業補助金		867	
4		衛生費	5,826,546	2,648	5,829,194				2,648
	2	清掃費	1,237,410	2,648	1,240,058				2,648
		1 清掃総務費	253,070	2,648	255,718				2,648
									2,648
5		労働費	198,349	1,289	199,638				1,289
	1	労働諸費	198,349	1,289	199,638				1,289

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
18 負担金補助及び交付金	10,190	10民間保育所等運営費　16,317 01民間保育所等運営費　16,317 18 負担金補助及び交付金　9,870 副食費物価高騰対策支援事業補助金　9,870
22 償還金利子及び割引料	6,447	22 償還金利子及び割引料　6,447 過年度国庫支出金精算返還金　4,147 過年度県支出金精算返還金　2,300 11民間保育所等特別保育事業費　320 04地域活動事業費　320 18 負担金補助及び交付金　320 地域活動事業補助金　320
18 負担金補助及び交付金	1,220	11地域子育て支援事業費　1,220 07おめでとう赤ちゃん事業費 財源内訳補正
22 償還金利子及び割引料	914	13こどもの居場所づくり支援事業費　1,220 18 負担金補助及び交付金　1,220 こどもの居場所づくり支援事業補助金　△300 地域こどもの生活支援強化事業補助金　1,520 12こども子育て支援事業費　914 05養育支援事業費　914 22 償還金利子及び割引料　914 過年度国庫支出金精算返還金　914
12 委託料	1,734	10適正実施推進事業費　1,734 01適正実施推進事業費　1,734 12 委託料　1,734 システム改修業務委託料　1,734
18 負担金補助及び交付金	2,648	10リサイクル推進費　2,648 01ごみ減量対策費　2,648 18 負担金補助及び交付金　2,648 指定ごみ袋原油価格高騰対策支援事業補助金　2,648

（款）　5 労働費
（項）　1 労働諸費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
5	1	2 労働福祉施設費	23,823	1,289	25,112				1,289 1,289
6 農林水産業費			1,400,753	635	1,401,388	48			587
	1 農業費		835,814	48	835,862	48			0
		7 農地費	324,240	48	324,288	48 48			0 0
						(県)地すべり防止施設等管理業務委託金		48	
	2 林業費		564,939	587	565,526				587
		3 森林公園費	20,260	587	20,847				587 587
7 商工費			3,156,420	98,850	3,255,270			87,025	11,825
	1 商工費		3,156,420	98,850	3,255,270			87,025	11,825
		3 金融対策費	1,506,432	6,708	1,513,140				6,708 6,708
		4 観光費	944,720	40,625	985,345			40,625 40,625	0 0
						(諸)特別体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業受託収入		40,625	
		5 工業振興費	355,245	49,728	404,973			46,400 46,400	3,328 770 0

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明
10 需用費	1,289	10勤労者福祉センター管理費 1,289 01勤労者福祉センター管理費 1,289 10 需用費 1,289 修繕料 1,289
12 委託料	48	10土地改良一般経費 48 03地すべり防止施設管理費 48 12 委託料 48 地すべり防止施設等管理業務委託料 48
14 工事請負費	587	10森林公園一般経費 587 01森林公園一般経費 587 14 工事請負費 587 施設改修工事費 587
22 償還金利子及び割引料	6,708	11融資事業費 6,708 01中小企業金融対策事業費 6,708 22 償還金利子及び割引料 6,708 返還金 6,708
12 委託料	40,625	14天龍峡まちづくり支援事業費 40,625 06天龍峡活性化事業費 40,625 12 委託料 40,625 調査業務委託料 40,625
10 需用費	2,558	10工業振興一般経費 770 01工業振興一般経費 770 14 工事請負費 770 機械設備工事費 770
14 工事請負費	770	
16 公有財産購入費	46,400	12企業立地費 46,400 03産業用地整備事業費 46,400 16 公有財産購入費 46,400

（款）　7 商工費
（項）　1 商工費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
7	1	5				(財)土地売払収入（工業課）		46,400	2,558
		6 まちづくり推進費	37,307	1,789	39,096				1,789 1,789
8 土木費			5,705,703	9,754	5,715,457			7,450	2,304
	4 都市計画費		1,816,843	9,754	1,826,597			7,450	2,304
		3 街路事業費	82,573	1,540	84,113				1,540 1,540
		5 公園費	218,838	7,526	226,364			7,250 7,000	276 0
						(寄)公園整備事業寄附金		7,000 250	276
						(寄)公園整備事業寄附金 (諸)南信州地域・信州大学連携推進事業補助金		50 200	
		6 動物園管理費	66,416	688	67,104			200 200	488 488
						(諸)南信州地域・信州大学連携推進事業補助金		200	
10 教育費			6,120,856	93,090	6,213,946	6,879	51,200	1,800	33,211
	2 小学校費		1,637,043	41,350	1,678,393		37,100	100	4,150
		2 小学校教育振興費	553,464	100	553,564			100 100	0 0
						(寄)小学校寄附金		100	

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
		事業用地買収費　46,400 13産業創造支援事業費　2,558 02環境技術開発センター運営事業費　2,558 10 需用費　2,558 修繕料　2,558
27 繰出金	1,789	19駐車場事業特別会計繰出金　1,789 01駐車場事業特別会計繰出金　1,789 27 繰出金　1,789 駐車場事業特別会計繰出金　1,789
12 委託料	1,540	10街路一般経費　1,540 03街路管理費　1,540 12 委託料　1,540 施設管理業務委託料　1,540
10 需用費	50	12公園整備事業費（単独）　7,000 08公園改修事業費　7,000 14 工事請負費　7,000 公園施設改修工事費　7,000 14飯田子どもの森公園維持管理費　526 01飯田子どもの森公園維持管理費　526 10 需用費　50 消耗品費　50 17 備品購入費　476 事業用備品購入費　476
14 工事請負費	7,000	
17 備品購入費	476	
17 備品購入費	688	10動物園管理費　688 01動物園管理費　688 17 備品購入費　688 事業用備品購入費　688
10 需用費	100	10小学校教育振興一般経費　100 01小学校教育振興事業費　100 10 需用費　100 消耗品費　100

（款） 10 教育費
（項） 2 小学校費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
10	2	3 小学校建設費	688,494	41,250	729,744		37,100 37,100		4,150 4,150
						(市)公共施設等適正管理推進事業債		37,100	
	5	社会教育費	1,909,685	18,940	1,928,625		14,100	1,700	3,140
		3 文化財保護費	298,998	1,500	300,498			1,500 1,500	0 0
						(繰)ふるさと基金繰入金		1,500	
		4 公民館費	544,920	1,066	545,986			200 200	866 866
						(諸)南信州地域・信州大学連携推進事業補助金		200	
		6 美術博物館費	357,170	16,374	373,544		14,100 14,100		2,274 2,274
						(市)公共施設等適正管理推進事業債		14,100	
	6	保健体育費	1,169,752	32,800	1,202,552	6,879			25,921
		4 学校給食費	603,190	32,800	635,990	6,879 6,879			25,921 25,921
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		6,879	
11	災害復旧費		735,000	60,500	795,500	5,000	47,600	2,440	5,460
	1	農林水産施設災害復旧費	5,000	20,000	25,000	5,000	7,300	2,440	5,260
		1 農業施設等災害復旧費	0	10,000	10,000	5,000 5,000	4,000 4,000	1,000 1,000	0 0
						(分)農地補助災害復旧事業分担金		1,000	
						(県)農地補助災害復旧事業補助金		5,000	

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
14 工事請負費	41,250	11小学校建設事業費 41,250 03小学校施設大規模改修事業費 41,250 14 工事請負費 41,250 小学校大規模改修工事費 41,250
10 需用費	1,500	10文化財保護費 1,500 01文化財管理事業費 1,500 10 需用費 1,500 修繕料 1,500
12 委託料	665	10公民館管理・運営費 1,066 01公民館管理・運営費 1,066 12 委託料 665 施設管理業務委託料 665 17 備品購入費 401 事業用備品購入費 401
17 備品購入費	401	
10 需用費	644	13上村山村文化資源保存伝習施設費 16,374 01上村山村文化資源保存伝習施設費 16,374 10 需用費 644 修繕料 644 14 工事請負費 15,730 施設改修工事費 15,730
14 工事請負費	15,730	
18 負担金補助及び交付金	32,800	10学校給食一般経費 32,800 01学校給食一般経費 32,800 18 負担金補助及び交付金 32,800 学校給食物価高騰対策支援事業補助金 32,800
14 工事請負費	10,000	10農地補助災害復旧事業費 10,000 01現年発生農地補助災害復旧事業費 10,000 14 工事請負費 10,000 災害復旧工事費 10,000

（款） 11 災害復旧費
（項） 1 農林水産施設災害復旧費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
11	1	1				(市)現年発生補助災害復旧事業債		4,000	
		10 農林単独災害復旧事業費	5,000	10,000	15,000		3,300	1,440	5,260
							3,300	1,440	5,260
						(分)農地単独災害復旧事業分担金		1,440	
						(市)現年発生単独災害復旧事業債		3,300	
	2	公共土木施設災害復旧費	730,000	40,500	770,500		40,300		200
		10 土木施設単独災害復旧事業費	5,000	40,500	45,500		40,300		200
							40,300		200
						(市)現年発生単独災害復旧事業債		40,300	
歳出合計			54,828,489	533,185	55,361,674	166,416	151,400	100,283	115,086

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
		10農業施設等単独災害復旧事業費　10,000 01農業施設等単独災害復旧事業費　10,000 12 委託料　300 倒木処理業務委託料　300 14 工事請負費　9,700 災害復旧工事費　9,700
12 委託料	300	
14 工事請負費	9,700	
		10土木施設単独災害復旧事業費　40,500 01土木施設単独災害復旧事業費　40,500 12 委託料　8,600 倒木処理業務委託料　8,600 14 工事請負費　31,900 災害復旧工事費　31,900
12 委託料	8,600	
14 工事請負費	31,900	

附表１

補正予算給与費明細書

２　一　般　職

（１）総　括

ウ　会計年度任用職員　　（ ）内はパートタイム会計年度任用職員(外数)　　（単位：千円）

区　　分	職員数（人）	給与費				共済費等	合　計
		報酬	給　料	職員手当	計		
補正後	136 （　755 ）	1,309,394	246,547	255,361	1,811,302	290,328	2,101,630
補正前	135 （　755 ）	1,309,394	245,574	255,094	1,810,062	290,120	2,100,182
比　較	1 （　　0 ）	0	973	267	1,240	208	1,448

職員手当の内訳	区　分	通勤手当	時間外勤務手　　当	期末手当
	補正後	6,070	14,231	215,821
	補正前	6,044	14,169	215,642
	比　較	26	62	179

エ　ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説　　明	備　　考
給料	973	マイナンバー関連事業に係る増額	973	フルタイム会計年度任用職員分	
職員手当	267	マイナンバー関連事業に係る増額	267	(2) 通勤手当　26 (4) 時間外勤務手当　62 (8) 期末手当　179	会計年度任用職員給与条例第8条 会計年度任用職員給与条例第10条 会計年度任用職員給与条例第26条

附表２

地方債の令和４年度末における令和６年度末における現在高の

区分	令和５年度末現在高			令和６年度中	
				令和６年度中	
	補正前の額	補正額	補正後の額	繰越明許分	補正前の額
	千円	千円	千円	千円	千円
１．普通債	21,092,106	△ 1,655,099	19,437,007	1,304,800	5,442,200
(1) 総務	3,721,475	△ 387,400	3,334,075	354,000	647,900
(2) 民生	1,406,659	△ 31,599	1,375,060	9,000	471,800
(3) 衛生	840,736	△ 37,400	803,336	29,700	248,200
(4) 労働	49,886	0	49,886		
(5) 農林	1,244,945	△ 233,500	1,011,445	167,700	206,600
(6) 商工	518,207	△ 6,800	511,407		707,400
(7) 土木	6,862,109	△ 874,700	5,987,409	725,300	1,526,100
(8) 公営住宅	594,857	△ 12,700	582,157		168,900
(9) 消防	1,348,117	△ 35,399	1,312,718	19,100	150,700
(10) 教育	4,505,115	△ 35,601	4,469,514		1,314,600
２．災害復旧債	2,166,234	△ 786,400	1,379,834	602,900	201,100
(1) 補助	1,076,076	△ 646,100	429,976	541,200	194,800
(2) 単独	1,090,158	△ 140,300	949,858	61,700	6,300
３．その他	16,657,167	△ 10,001	16,647,166		80,000
(1) 減税補てん債	46,224	△ 1	46,223		
(2) 臨時財政対策債	16,481,443	△ 10,000	16,471,443		80,000
(3) 減収補てん債	129,500	0	129,500		
合計	39,915,507	△ 2,451,500	37,464,007	1,907,700	5,723,300

現在高並びに令和５年度末及び
見込みに関する調書補正

増減見込み 起債見込額			令和６年度末現在高見込額		
補正額	補正後の額	計	補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円	千円	千円	千円
103,800	5,546,000	6,850,800	23,589,848	△ 246,499	23,343,349
	647,900	1,001,900	3,569,494	△ 33,400	3,536,094
52,600	524,400	533,400	1,680,023	30,001	1,710,024
	248,200	277,900	1,059,976	△ 7,700	1,052,276
			41,571		41,571
	206,600	374,300	1,287,815	△ 65,800	1,222,015
	707,400	707,400	1,141,570	△ 6,800	1,134,770
	1,526,100	2,251,400	7,644,522	△ 149,400	7,495,122
	168,900	168,900	657,113	△ 12,700	644,413
	150,700	169,800	1,354,192	△ 16,299	1,337,893
51,200	1,365,800	1,365,800	5,153,572	15,599	5,169,171
47,600	248,700	851,600	2,235,771	△ 135,900	2,099,871
4,000	198,800	740,000	1,245,779	△ 100,900	1,144,879
43,600	49,900	111,600	989,992	△ 35,000	954,992
	80,000	80,000	15,085,333	△ 10,001	15,075,332
			22,594	△ 1	22,593
	80,000	80,000	14,940,857	△ 10,000	14,930,857
			121,882		121,882
151,400	5,874,700	7,782,400	40,910,952	△ 392,400	40,518,552

議案第89号

令和６年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第１号）案

令和６年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,085,932千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
8 繰越金	
	1 繰越金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補　正　額	計
250,000	175,132	425,132
250,000	175,132	425,132
11,910,800	175,132	12,085,932

歳　出

款	項
8 諸支出金	
	1 還付金及び償還金
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補　正　額	計
300,155	175,132	475,287
254,100	175,132	429,232
11,910,800	175,132	12,085,932

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
8 繰越金	250,000	175,132	425,132
歳　入　合　計	11,910,800	175,132	12,085,932

（歳出）

款	補正前の額	補　正　額	計
8 諸支出金	300,155	175,132	475,287
歳　出　合　計	11,910,800	175,132	12,085,932

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			175,132
			175,132

2　歳　入

（款）　8 繰越金
（項）　1 繰越金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	250,000	175,132	425,132
1 繰越金	250,000	175,132	425,132
1 繰越金	250,000	175,132	425,132
歳　入　合　計	11,910,800	175,132	12,085,932

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2 純繰越金	175,132	純繰越金　175,132

3　歳　出

（款）　8 諸支出金
（項）　1 還付金及び償還金

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	300,155	175,132	475,287				175,132
1 還付金及び償還金	254,100	175,132	429,232				175,132
2 償還金	250,100	175,132	425,232				175,132
							175,132
歳出合計	11,910,800	175,132	12,085,932				175,132

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
22 償還金利子及び割引料	175,132	10償還金　175,132 01償還金　175,132 22 償還金利子及び割引料　175,132 返還金　175,132

議案第90号

令和６年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）案

令和６年度飯田市の駐車場事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,689千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　健

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
5 繰入金	
	2 他会計繰入金
歳　　入　　合　　計	

（単位：千円）

補正前の額	補　正　額	計
12,790	1,789	14,579
10,564	1,789	12,353
51,900	1,789	53,689

歳　出

款	項
1　総務費	
	1　総務管理費
歳　　出　　合　　計	

（単位：千円）

補正前の額	補　正　額	計
51,349	1,789	53,138
51,349	1,789	53,138
51,900	1,789	53,689

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
5 繰入金	12,790	1,789	14,579
歳　入　合　計	51,900	1,789	53,689

（歳出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費	51,349	1,789	53,138
歳　出　合　計	51,900	1,789	53,689

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			1,789
			1,789

2　歳　入

（款）　5 繰入金
（項）　2 他会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	12,790	1,789	14,579
2 他会計繰入金	10,564	1,789	12,353
1 一般会計繰入金	10,564	1,789	12,353
歳　入　合　計	51,900	1,789	53,689

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 一般会計繰入金	1,789	一般会計繰入金　1,789

3　歳　出

（款）　1 総務費
（項）　1 総務管理費

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	51,349	1,789	53,138				1,789
1 総務管理費	51,349	1,789	53,138				1,789
1 総務管理費	51,349	1,789	53,138				1,789
							1,789
歳出合計	51,900	1,789	53,689				1,789

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
18 負担金補助及び交付金	1,789	10総務管理費　1,789 01一般管理費　1,789 18 負担金補助及び交付金　1,789 本町駐車場管理費等負担金　926 トップヒルズ本町管理費負担金　863

議案第91号

令和５年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第92号

令和５年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第93号

令和５年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第94号

令和５年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第95号

令和５年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第96号

令和５年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第97号

令和５年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第98号

令和５年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第99号

令和５年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第100号

令和５年度飯田市病院事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和５年度飯田市病院事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第101号

令和５年度飯田市水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和５年度飯田市水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第102号

令和５年度飯田市下水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和５年度飯田市下水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健

議案第103号

令和５年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月30日提出

飯田市長　佐 藤　　健